



©多摩市

令和8年度多摩市

認可保育所等入所継続のしおり



電子版はこちら

現在、認可保育所等に在籍していて、令和8年度も継続を希望する場合、期日までにお手続きが必要です。

提出期間内に書類の提出がない場合は、継続の意思がないものとして、保育所等を退所していただくことになりますので、忘れずをお願いいたします。

※現在幼稚園・認証保育所等にお通いで新2号認定・新3号認定を受けている場合は別のお手続きが必要です。

※令和7年度末に退所が決定している方は継続申請ではなく「退所届」をご提出ください。

【受付期間・受付方法】詳しくはP6～P7をご覧ください。

	受付期間	受付方法
①きょうだい等が令和8年度4月入所新規申請する場合	10月20日(月)～ 11月5日(水) ※窓口受付は10月29日(水)～11月5日(水)	・子ども・若者政策課窓口 ・郵送 ・電子申請
②保育料の滞納のある方 ※市役所に来庁必須	10月20日(月)～10月28日(火) または 11月6日(木)～11月28日(金)	・子ども・若者政策課窓口のみ
③4月転所(転園)希望の方	10月20日(月)～11月28日(金)	・子ども・若者政策課窓口 ・郵送 ・電子申請
④令和7年度末で保育所等を退所される方(既に退所を決めている方)	10月20日(月)～11月28日(金) ※継続の書類ではなく退所届をご提出ください。 (在籍施設にも別途お伝えください。)	・子ども・若者政策課窓口 ・郵送 ・電子申請
⑤市内・市外認可保育所等に在籍している方(上記①～④以外の方)	10月20日(月)～11月28日(金) 市内在籍施設での受付は 11月4日(火)～11月11日(火)	・子ども・若者政策課窓口 ・郵送 ・ 在籍施設での受付(市内のみ)

【提出書類(必須)】※別途書類が必要な場合もあります。詳しくはP4～P5をご覧ください。

- ① 令和8年度教育・保育給付認定現況届及び入所継続申込書(両面)
- ② 保護者(父母)それぞれの「保育の必要性」を確認できる書類※法人格のない個人事業主の方は追加提出書類があります。
- ③ 【該当者のみ】給付認定変更届※住所・世帯構成・就労状況等に変更があり、まだ子ども・若者政策課幼児教育・保育担当へ変更届を提出していない方

※継続の書類は世帯で1部の提出で構いません。

※窓口は大変混み合うため、郵送・電子申請等、他の提出方法を指定されている場合は、窓口受付以外の提出のご協力をお願いします。

問い合わせ・提出先

多摩市子ども青少年部子ども・若者政策課 幼児教育・保育担当

〒206-8666 多摩市関戸6-12-1 電話042-338-6850(直通)



目次

1	令和8年度の継続申請について	P.2
2	令和8年度のお知らせ	P.3
3	提出書類について	P.4
4	受付方法	P.6
5	継続申込み後のお手続きについて	P.8
6	利用者負担額階層区分について	P.13
7	よくある質問	P.15
	(参考) 入所継続申請 提出書類チェック表	

申請様式(添付物)

- ・令和8年度教育・保育給付認定現況届及び入所継続申込書（両面）
 - ・就労証明書（2枚）
 - ・診断書
 - ・給付認定変更届（変更内容がある方のみ提出）
- ※申請様式のエクセル版もございます。多摩市公式ホームページを確認してください。



1. 令和8年度の継続申請について

保育所等の現況届及び入所継続手続きとは、法令に基づき、年度ごとに保育の必要性の事由の有無、入所継続の意思の有無を確認するもので、毎年手続きが必要です。

指定した期日までに書類の提出がない場合は、入所継続の意思がない・保育の必要性が確認できないものとして、保育所等を退所していただくことになりますので、提出期間内に忘れずに提出をお願いします。

保育の必要性が確認できた方については、継続して在籍ができます。**継続できることに対する通知は行いません**。保育の必要性が確認できない方やその他不明点がある場合、書類提出の催促・通知を行います。

※子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付認定（2・3号）」又は「子育てのための施設等利用給付認定（2・3号）」を認定された方は、年に一度、認定事由に該当していることを確認するための「現況届」及び「保育の必要性を証明する書類」の提出が定められています。

入所後、保育の必要性がなくなった場合は、その月の末日をもって退所となります。

また、特段の事由がなく2ヶ月間通園しなかった場合も退所となります。



2. 令和 8 年度のお知らせ

(1) 管外協議の廃止について

令和 8 年度入所申請より転入予定・転出予定の方の管外協議（広域入所）は行わず、直接申請したい自治体への申請となります。申請に伴い在籍中の施設がある児童につきましては、二重在籍とならないよう必ず現在お住いの自治体や施設と調整のうえ、ご申請ください。※二重在籍を確認した場合、一方の施設利用料について、施設の運営費も含めた自己負担が生じる場合がありますのでご注意ください。

詳しくは「令和 8 年度認可保育所等入所のしおり」P18・19 をご覧ください。

(2) 教育・保育給付 支給認定証の発行について（P8 参照）

・住所変更による再発行はなくなります。新しい住所で支給認定発行を希望する場合は再発行の申請をしてください。なお、市で世帯情報の更新手続きのため、これまで通り事由の生じた日から 2 週間以内に給付認定変更届の提出は必要です。

・育児休業中に育休対象児の新規申請をする場合は 2 ヶ月有効の支給認定証の発行となります。復職を確認後、期間を更新した支給認定証を発行いたします。

支給認定証
再発行申請フォーム



(3) 保育料第 1 子無償化について（P13 参照）

令和元年 9 月からの幼児教育・保育無償化、令和 5 年 10 月からの東京都保育料第 2 子無償化、令和 7 年 9 月より東京都保育料第 1 子無償化により、認可保育所等の保育料が全世帯で無償化となっています。

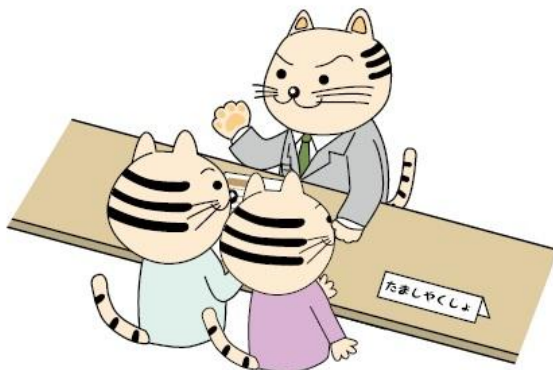
(4) 保育室ぼけっとぼけは 2 歳児のみの受け入れとなります

令和 8 年度末（令和 9 年 3 月）で閉所となる予定のため、令和 8 年度は 2 歳児のみの受け入れとなります。

(5) 認定こども園（2 号認定）への転所申し込みについて

4 月 1 次受付で認定こども園 2 号認定（保育枠）を第 1 希望として施設に直接申し込みをして、転所が決定した場合は、認可保育所等の 4 月 1 次受付では転所申請できません。（既に申請した場合は取下げとなります。）

認定こども園 2 号の転所内定を持ったまま、認可保育所等に申請したい場合、4 月 2 次受付以降に転所申請としての受付が可能です。（転所が決定した場合は元の園には戻れません。）詳しくは「令和 8 年度認可保育所等入所のしおり」P17 をご覧ください。



3.提出書類について

①【必須】令和 8 年度教育・保育給付認定現況届及び入所継続申込書（両面）

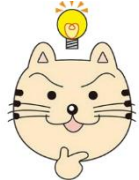
②【必須】保育の必要性を証明する書類※父母それぞれの証明をご提出ください。（ひとり親の場合は不存在を証明する書類）

「保育の必要性」とは、保護者が仕事・病気等の理由により、「**家庭で就学前子どもの保育が困難な状態**」を指します。

保育の必要性の事由		必要書類	入所ができる期間
就労 (就労内定)	週 12 時間以上の就労のため保育が必要 	【指定様式】就労証明書 ○内 定 者：認定月の中旬までに就労開始証明書の提出が必要です。 ○個人事業主：事業所得が記載されている確定申告書の写し(第一表および第二表)、 ※1 年以内に個人事業主になった方で確定申告が提出できない場合、下記 A、B からそれぞれ 1 つずつ A：開業届、営業許可証等事業実態がわかるもの B：事業による収支がわかるもの（直近 3 か月までの帳等）	就労期間 個人事業主で必要書類がない場合、入所継続ができません。
出産	出産のため保育が必要 	母子(親子)健康手帳の表紙と分娩予定日のわかるページのコピー	5ヶ月以内 出産予定月とその月の前後 2 か月が給付認定の対象になります。求職から出産への変更はできません。
疾病	入院、その後通院が必要で保育困難と診断されたため保育が必要	【多摩市様式】診断書 病院所定の診断書では受付できません。	入院、通院期間
	自宅療養で保育困難と診断されたため保育が必要	【多摩市様式】診断書 病院所定の診断書では受付できません。	療養期間
障がい	身体障害者手帳 4 級以上、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所有者のため保育が必要	手帳等のコピー（両面）	該当期間
看護・介護	週 12 時間以上の入院や通院等で付き添いを要するため保育が必要	被看護・介護者の【多摩市様式】診断書または、要介護認定書・身体障害者手帳等のコピー、平均的な一週間の看護介護のスケジュール（被看護・介護者と別居の場合）（任意様式）	看護・介護に要する期間 
就学	週 12 時間以上の就学のため保育が必要	・学生証（写）または在学証明書（在学期間や有効期限の記載のあるもの）、就学期間とカリキュラムがわかる書類（通信教育を含む就労を目的とした就学の場合）	就学期間 
不存在		必要書類：マル親医療証、戸籍謄本（写）、ひとり親制度認定通知、児童扶養手当証書、離婚届受理証明書、調停期日通知書のいずれか 1 点（コピー可）	ひとり親である期間
その他	災害復旧にあたっている、または虐待・DVのおそれがあるため保育が必要	必要書類：個別にお問い合わせください	保育を要する期間
求職【特例】	継続的な求職活動を行っているため保育が必要	申請書裏面の「家庭状況について」で「保育を必要とする理由」の求職に☑を付けてください。	3ヶ月以内 3ヶ月を超えての認定はできません。
育児休業【特例】		必要書類：【指定様式】就労証明書・【多摩市様式】復職証明書（復職後）	育児休業の対象の児童が満 1 歳に達して最初に迎える 4 月末までが対象期間。

※【指定様式】・【多摩市様式】の書類は多摩市公式ホームページよりダウンロードできます。

③該当者のみ必要な書類

産前産後休暇・育児休業を取得している(する予定の方)	就労証明書（指定様式）（８～１１・１６の欄へ記入）								
個人事業主の方で育児による休業中の方 ※右記のいずれか１点（写）	【個人事業主用】育児による休業取得証明書 ① 会社の登記事項証明書または個人事業主の開業届 ② 営業許可証 ③ 事業所得が記載されている確定申告の写し(第一表および第二表) ④ 委託契約書等								
個人事業主の方 (法人格がなく、会社等に属さない就労者、個人事業主の方)	<u>法人格を持たない個人事業主</u>は就労証明書（指定様式）と下記の書類を提出してください。 ● 下記の書類を提出できない場合は原則就労要件として審査・認定をすることはできません。 ● A のみしか提出できない場合は原則入所次第就労を開始する内定者として審査・認定を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>提出依頼書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要書類</td><td>事業所得が記載されており、税務署に申告している直近の確定申告の写し（<u>第一表および第二表</u>） ※マイナンバーが入っている場合、マイナンバー部分は黒塗りしてください。</td></tr> <tr> <td>入所申請日から１年以内に個人事業主になった方で、確定申告書が提出できない場合 A,B から１つずつ必須</td><td> A (1)開業届 (2)営業許可証 等 事業の実態がわかるもの (事業ホームページ、名刺、事業のパンフレットなども可。) B (1)確定申告のための帳簿(直近3ヵ月までのもの) (2)請負契約書 (3)業務委託契約書 等 事業の収支のわかる書類 </td></tr> <tr> <td>これから個人事業主になる内定の場合</td><td>A のみ提出必須。B の収入のわかる書類は次年度現況届および継続申請の際に提出してください。</td></tr> </tbody> </table>		提出依頼書類	必要書類	事業所得が記載されており、税務署に申告している直近の確定申告の写し（ <u>第一表および第二表</u> ） ※マイナンバーが入っている場合、マイナンバー部分は黒塗りしてください。	入所申請日から１年以内に個人事業主になった方で、確定申告書が提出できない場合 A,B から１つずつ必須	A (1)開業届 (2)営業許可証 等 事業の実態がわかるもの (事業ホームページ、名刺、事業のパンフレットなども可。) B (1)確定申告のための帳簿(直近3ヵ月までのもの) (2)請負契約書 (3)業務委託契約書 等 事業の収支のわかる書類	これから個人事業主になる内定の場合	A のみ提出必須。B の収入のわかる書類は次年度現況届および継続申請の際に提出してください。
	提出依頼書類								
必要書類	事業所得が記載されており、税務署に申告している直近の確定申告の写し（ <u>第一表および第二表</u> ） ※マイナンバーが入っている場合、マイナンバー部分は黒塗りしてください。								
入所申請日から１年以内に個人事業主になった方で、確定申告書が提出できない場合 A,B から１つずつ必須	A (1)開業届 (2)営業許可証 等 事業の実態がわかるもの (事業ホームページ、名刺、事業のパンフレットなども可。) B (1)確定申告のための帳簿(直近3ヵ月までのもの) (2)請負契約書 (3)業務委託契約書 等 事業の収支のわかる書類								
これから個人事業主になる内定の場合	A のみ提出必須。B の収入のわかる書類は次年度現況届および継続申請の際に提出してください。								
20歳以上65歳未満の同居者がいる方	20歳以上65歳未満の同居者の保育の必要性の事由を証明する書類								
転園希望の方	① 送付宛名記載用紙（郵送の場合のみ必要） ② 保育所等転所願・年度間期限延長届（多摩市様式） ③ 児童状況票								
令和８年度は継続入所しないことが決まっている方 (市外転居や、新年度から幼稚園に通うため等)	○退所届（子ども・若者政策課窓口、郵送、または電子申請で提出） 令和7年11月28日（金） までにご提出ください。 ※退所届を提出する場合、継続申請は不要です。 ※退所届の取り下げはできません。 								
令和８年1月1日時点で多摩市に住民票がない場合	令和８年6月頃に1月1日時点の居住自治体で発行される 令和8年度市町村民税課税・非課税証明書（写） もしくは令和8年度市町村民税納税通知書（写） ※6月以降にご提出ください。								
同居者に手帳等がある場合	その方の手帳の写し（給食費等が軽減される可能性があります。）								

4.受付方法



①きょうだい等が令和8年度4月入所新規申請する場合

以下の日程で令和8年度に新規で申請するお子さんと一緒に、継続申込書を郵送、電子申請、または窓口にて提出することができます。

新規申請書類と兼ねることができる就労証明書、診断書、税書類（該当者のみ）については、令和8年度様式で作成し、継続申請の就労証明書・診断書・税書類は令和8年度様式の写しを添付してください。

	受付期間	受付時間	提出場所
郵送・電子申請の場合	令和7年10月20日（月）～ 令和7年11月5日（水）消印有効		〒206-8666 関戸6-12-1 多摩市役所 子ども・若者政策課 幼児教育・保育担当宛
窓口の場合	令和7年10月29日（水）～ 令和7年11月5日（水）	9時～17時 （土・日・祝を除く）	子ども・若者政策課横 受付スペース

②保育料の滞納のある方 ※市役所に来庁必須

世帯の保育料に未納額がある場合は子ども・若者政策課窓口にて、継続の手続きと併せて保育料の納付相談を行います。

受付期間	令和7年10月20日（月）～10月28日（火） または11月6日（木）～11月28日（金）
受付時間	9:00～17:00（土・日・祝を除く）
受付場所	子ども・若者政策課（市役所4階）※郵送不可
提出書類	教育・保育給付認定現況届及び入所継続申請書類
対象となる方	令和7年8月分までの間に1ヶ月分以上未納の状態がある方

窓口で手続きしない場合は、入所継続ができない可能性があります。受付の際に、納付誓約（一括支払いまたは分納）と児童手当からの充当の手続きが原則必要となります。押印が必要な書類がありますので印鑑を持参してください。

※保育料を納付したタイミングによっては、納付データの反映にずれが生じる場合がありますので、9月20日以降に納付をされた方については、お問い合わせください。

現在の納付状況については照会可能なので、子ども・若者政策課までお問い合わせください。

③ 4月転所（転園）希望の方

令和8年度の入所継続と同時に他の保育所等に転園を申し込むことが可能です。

提出方法は子ども・若者政策課へ郵送、電子申請、直接持参のいずれかとなります。※保育園には提出しないようにお願いいたします。

受付期間	1次：令和7年 10月20日(月)～11月28日(金) ※郵送の場合は必着、電子申請の場合は23:59までに申請完了
不足書類締切日	4月1次：令和7年11月28日（金）消印有効
受付場所 (窓口の場合)	子ども・若者政策課（市役所4階）
窓口受付時間	9：00～17：00（土・日・祝を除く）
提出書類 ※様式は公式ホームページから印刷可	送付宛名記載用紙(郵送での申請のみ) 教育・保育給付認定現況届及び入所継続申請書類一式 保育所等転所願＋年度間期間延長に関する確認項目（多摩市様式※希望者のみ） 児童状況票

育児休業中または個人事業主の方で育児による休業中の特例保育が適用されている児童が転所となった場合は、転所月の翌月1日以前の復職が必要です。

転所決定後は、いかなる理由があっても在籍している保育所に戻ることはできませんのでご注意ください。

※3歳児クラス以上でおだ認定こども園・認定こども園多摩みゆき幼稚園・認定こども園東京大谷幼稚園に第一希望で転園希望の場合は、各認定こども園に直接入園希望を出してください。（申込日は各認定こども園に確認してください）

④ 令和7年度末で保育所等を退所される方（既に退所を決めている方）

退所届を郵送・電子申請・窓口にてご提出ください。

まだ退所が未定の場合は、一旦継続申請をご提出ください。

退所届電子フォーム



⑤ 市内・市外認可保育所等に在籍している方（①～④以外の方）

● 郵送と直接持参の場合

受付期間	令和7年 10月20日（月）～11月28日（金） ※郵送の場合は必着です
受付時間	9:00～17:00（土・日・祝を除く）
提出書類	教育・保育給付認定現況届及び入所継続申請書類一式

● 在籍保育所等に提出の場合（市内認可保育所等に在籍の場合のみ）

受付期間	令和7年 11月4日（火）～11月11日（火）
------	--------------------------------

申請書一式を入れた封筒の表面に、**児童名・児童生年月日・施設名**を記入し、提出してください。

※不足書類がある場合は、その旨お申出ください。

5. 継続お申し込み後の手続きについて

(1) 家庭状況等の申込み内容の変更

申込み内容に変更があった場合は、市役所子ども・若者政策課に連絡の上、該当の書類を提出してください。
(様式は公式ホームページから印刷できます)

	変更内容	提出が必要な書類
家庭状況 保育の 必要性の 事由	住所・代表者・氏名・電話番号	給付認定変更届
	家庭状況 ① 同居家族の増減 ② 結婚 ③ 離婚 ④ 離婚を前提とした別居をして、家庭裁判所による離婚調停を開始した場合	多摩市子ども・若者政策課に連絡 (共通) 給付認定変更届 ※他、状況により必要書類の提出をお願いします。
	保護者の勤務状況 ① 転職 ② 求職からの採用内定または、就労を開始した場合 ③ 勤務先や勤務時間・日数の変更等 ④ 採用内定から勤務開始 ⑤ 保育所等入所後、勤務時間が変わると申請している方	① } ② } 就労証明書(指定様式) ③ } ※個人事業主の場合追加書類(P.4参照)があります。 ④ 就労開始証明書 ⑤ 勤務時間増減確定証明書 ※実際に勤務時間が増えてから提出してください。
	仕事を辞めた場合(求職要件に切り替える場合)	給付認定変更届
	① 産前産後休暇・育児休業の取得 ② 個人事業主の方で育児による休業の取得	① 就労証明書(指定様式) ② 【個人事業主用】育児による休業取得証明書 ※P5を参照ください。
申請内容の変更	① 産前産後休暇・育児休業から復職 ② 個人事業主の方で育児による休業からの復職	① 復職証明書 ② 復職証明書(個人事業主用)
	その他保育の必要性の事由	多摩市子ども・若者政策課へ連絡 ※状況により、必要書類の提出をお願いします。
	転所の必要がなくなった	取下書
その他	希望園の追加または順位変更	希望保育所等追加変更届
	市町村民税の課税額が変更になったとき	税額が変更になったと分かるもの ※課税証明書(写) 確定申告書の第1表・第2表(写) 等

継続の書類は令和8年4月1日時点の保育の必要性を確認するものです。そのため、**入所継続申込書での申込み内容の変更はできません**。令和7年度中に変更があった場合は、別途変更手続きを行ってください。

【就労証明書や診断書は令和8年度のものであればコピーで令和7年度の変更手続きができます。必ず継続の書類の提出前にコピーをしておいてください。】

変更内容により、入所期間や保育料、支給認定が変更になる場合があります。また提出した日付によって、変更開始日が異なる場合があります。変更が分かり次第速やかに届出をしてください。

(参考)給付認定変更届の記入例

現在の仕事を令和7年12月31日で辞めて継続的な求職活動を行う場合

以下の場合、「就労」要件で認定が令和7年12月31日までとなり、令和8年1月1日から「求職」要件で3か月認定されます。

変更事項	異動前(旧)	異動後(新)
☒ 保育の必要性の事由の変更※1 (□父 □母) ↑要件変更となる方を ☒	☒ 就労※2 □育児休業 ☐ 求職活動 □妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 □介護・看護 ☐ 就学 □その他()	☐ 就労※2 □育児休業 ☒ 求職活動 □妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 □介護・看護 ☐ 就学 □その他()

※1 保育を必要とすることの証明書類をご提出ください。

※2 仕事を辞めた場合は退職日を記入してください。【令和 7年 12月 31日】

市内転居をしたこと等により世帯構成(同居人)が変更となった場合

市内の転居をした際には、給付認定変更届により住所の変更手続きをする必要があります。それに伴い、世帯構成(同居人)が変更となった場合は併せて変更の手続きが必要となります。

変更事項	異動前(旧)	異動後(新)
☒ 住所	多摩市～(異動前の住所)	多摩市～(異動後の住所)
☒ 世帯構成(同居人) 【児童からみた続柄を記入】	父・母・祖父・祖母・子・子	父・母・子・子

単身赴任により世帯構成(同居人)が変更となった場合

単身赴任により世帯構成(同居人)が変更となった場合は、給付認定変更届により世帯構成(同居人)の変更手続きをする必要があります。

変更事項	異動前(旧)	異動後(新)
☒ 世帯構成(同居人) 【児童からみた続柄を記入】	父・母・子・子	母・子・子・父(別居)

令和8年4月に保育の必要性がない場合

変更事項	異動前(旧)	異動後(新)
☒ 保育の必要性の事由の変更※1 (□父 □母) ↑要件変更となる方を ☐	☒ 就労※2 □育児休業 ☐ 求職活動 □妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 □介護・看護 ☐ 就学 □その他()	☐ 就労※2 □育児休業 ☐ 求職活動 □妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 □介護・看護 ☐ 就学 ☒ その他(要件なし)

※1 保育を必要とすることの証明書類をご提出ください。

※2 仕事を辞めた場合は退職日を記入してください。【令和 8年 3月 31日】

(2) 転所（転園）の希望

保育所等の転所（転園）を希望する場合は、「**保育所等転所願**」を提出してください。

希望保育所等に空きが生じた場合に利用調整を行います。なお、**転所決定後の辞退は一切できず、元の園にも戻れないことを予めご了承ください。**また、**転所決定から転所までの間に、保育の必要性等に変更が生じ、指数(指数が同位の場合優先順位を含む)が低くなる場合は、退所となることがあります。**

提出書類	・保育所等転所願(多摩市様式) + 年度間期間延長届(多摩市様式※希望者のみ) ・児童状況票（多摩市様式） ・送付宛名用紙（多摩市様式）（※郵送提出の場合必要です）
提出場所	（窓口の場合）多摩市役所4階子ども・若者政策課 （郵送の場合）〒206-8666 関戸6-12-1 多摩市役所子ども・若者政策課 幼児教育・保育担当宛 （電子の場合）多摩市公式ホームページを確認してください。
受付期限	転所希望月の申込み受付期間（令和8年度認可保育所等入所のしおりP10-12参照）

※育児休業中または個人事業主の方で育児による休業中の特例保育が適用されている児童が転所となった場合は、転所月の翌月1日以前に復職が必要です。

※3歳児クラス以上でおだ認定こども園・認定こども園みゆき幼稚園・東京大谷幼稚園に第一希望で転園希望の場合のみ、各認定こども園に直接入園希望を出してください。（申込日は認定こども園に確認してください）継続の書類は、市内保育所等在籍児童と同様に子ども・若者政策課または施設に提出してください。

(3) 傷病等により配慮を要する児童となった場合

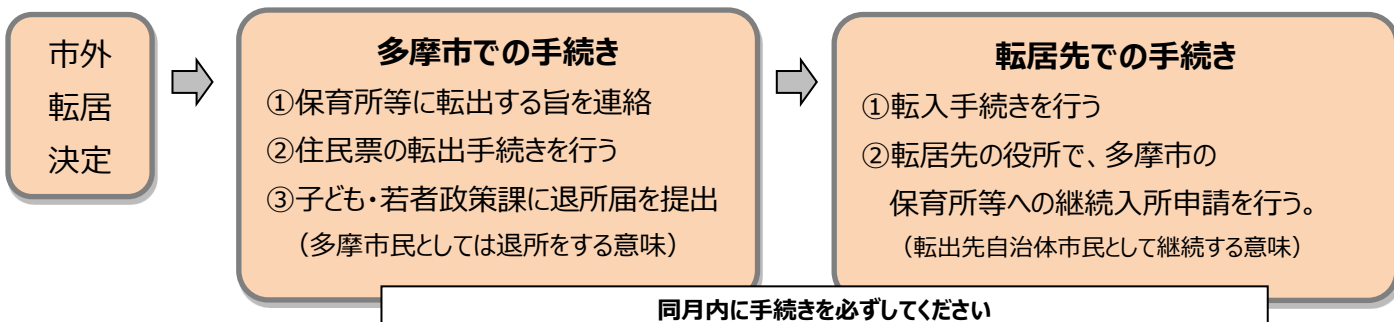
入所後、お子さんが傷病等により、障害者手帳の交付を受けたり、医療的措置が必要となるなど、配慮を要する児童となった場合、医療機関において集団保育が可能かの確認をしていただき、在籍保育所等及び子ども・若者政策課に連絡をお願いします。

障がいや症状の程度、必要となる保育士の配置等によっては、入所の継続をお受けできないこともありますので、ご了承ください。



(4) 市外への転居

多摩市を転出後も今と同じ多摩市内保育所等に継続して通所したい場合（転出継続）



※多摩市在住中に、転居先の保育所等へ入所申込みをする場合は、『令和8年度認可保育所等入所のしおり』P19 市外保育所等への入所申込み をご覧ください。

(5) 産前産後休業・育児休業を取得する

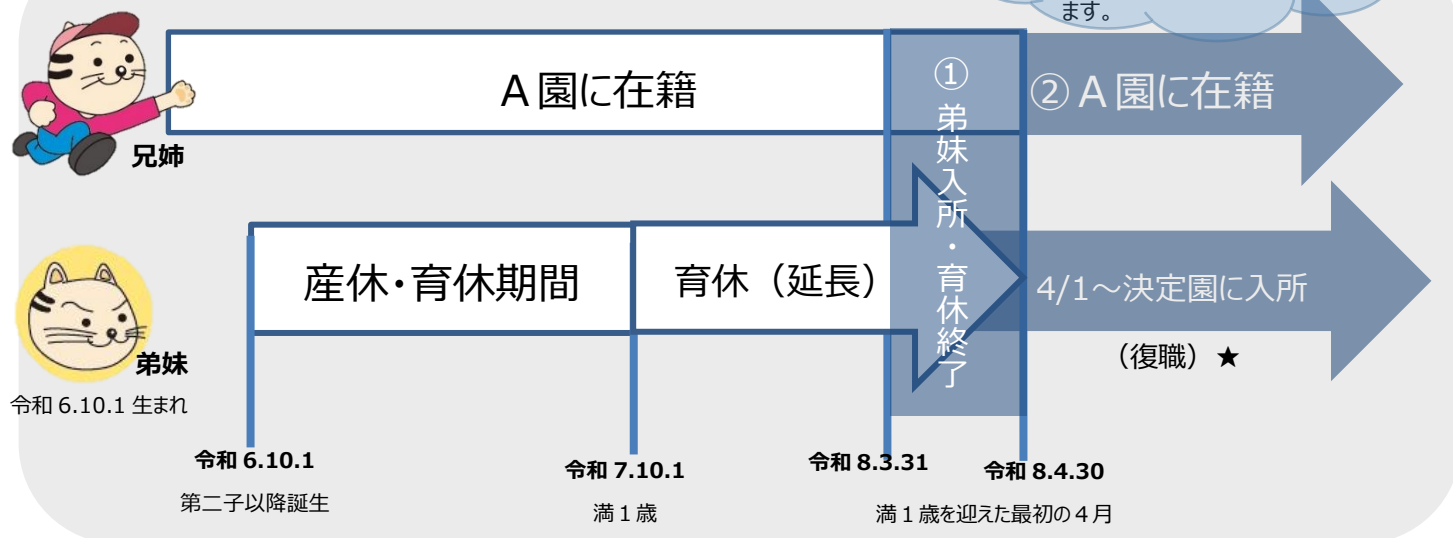
① 育児休業の取得と児童の在籍について【重要】

第二子以降の出産に伴い仕事を離れる場合は、保育の必要性がなくなるため、在籍児は原則退所となります。ただし以下条件に限り、特例として第二子以降が満1歳に達して最初に迎える4月末日まで、在籍児の在籍を認めています。

- 第二子以降の出産のために、保護者が育児休業法に定める育児休業を取得する。
- 児童が現在の施設に継続して在籍する。

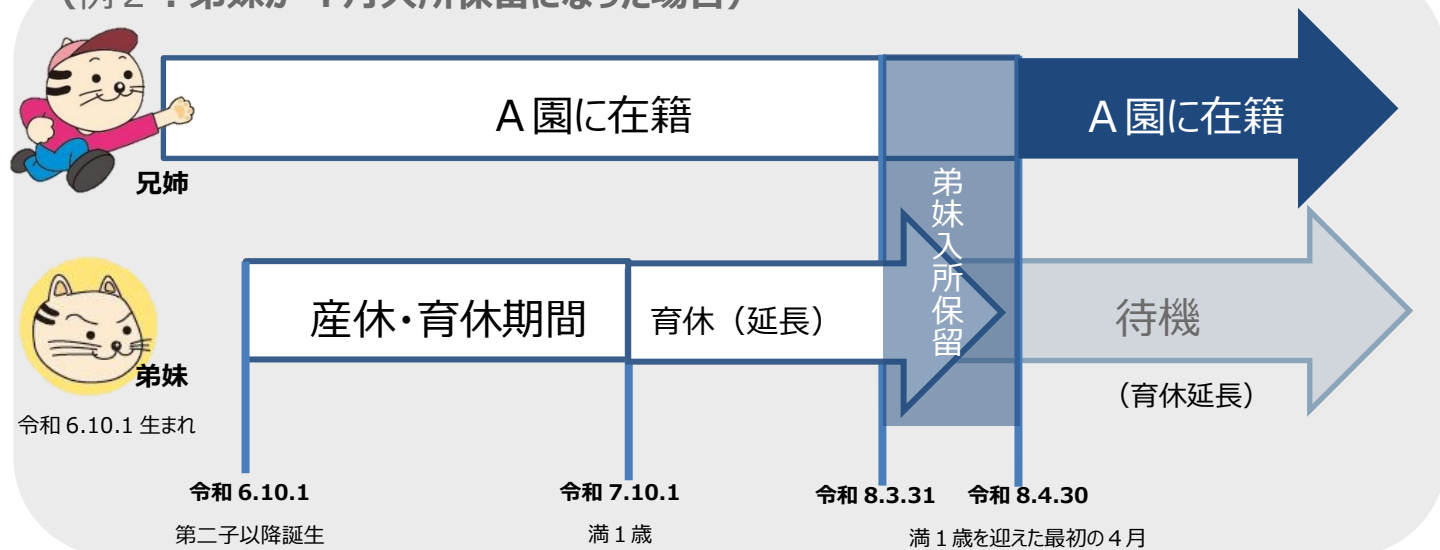
令和8年5月1日までに復職する場合(①)は、在籍児は継続して在籍(②)することができます。

(例1：弟妹が1歳児クラス4月入所に決定した場合)



★ 4月末日を超えて育児休業を取得する場合は、在籍児は3月末日をもって退所となります。ただし、在籍児が5歳児クラスまたは第二子以降が待機児童となっている場合は除く。(例2参照)

(例2：弟妹が4月入所保留になった場合)



※保護者が共に育児休業を取得する場合は両親それぞれの育児休業の記載のある就労証明書の提出と、復職した際には復職証明書の提出が必要です。また、育児休業の対象となっている子が入所決定した場合、保護者は共に入所月の翌月1日までに復職する必要があります。

※個人事業主で育児による休業中の方は、個人で事業を営んでいる旨の書類(P5参照)・【個人事業主用】育児による休業取得証明書を提出すると、上記の特例を利用することができます。

② 提出書類

第二子以降の出産に伴い、産前産後休業・育児休業を取得する場合は改めて産前産後休業・育児休業期間の記載のある就労証明書を提出してください。

育児休業取得中は、教育・保育給付認定の保育の必要性の事由が「育児休業」に変更になります。

仕事に復職した場合は、復職証明書を提出してください。

○取得時

	産前産後休業・育児休業を取得する場合	個人事業主の方で育児による休業を取得する場合
提出書類	・就労証明書（指定様式）	・【個人事業主用】育児による休業取得証明書（多摩市様式） ・個人で事業を営んでいることが分かる書類（P5 参照）
様式が取得できる場所	・多摩市子ども・若者政策課窓口 ・多摩市公式ホームページ	
提出期限	産前産後休業と育児休業期間が定まった日から、2週間以内	育児による休業をすることがわかった日から、2週間以内 ※個人事業主であることがわかる書類の提出が無い場合については、要件を出産要件などに変更していただくことになります。詳しくはお問い合わせください。
受付場所	多摩市子ども・若者政策課（郵送可）	

○復帰時

	産前産後休業・育児休業から復帰する場合	個人事業主の方で育児による休業から復帰する場合
提出書類	復職証明書（多摩市様式）	復職証明書（個人事業主用）（多摩市様式）
様式が取得できる場所	・多摩市子ども・若者政策課窓口 ・多摩市公式ホームページ	
提出期限	復職後、2週間以内	
提出場所	多摩市子ども・若者政策課（郵送可）	

※休業を取得した事業所に復職できない場合や復職後2週間以内に復職証明書が提出できない場合は退所になります。

(6) 保育所等の退所

保育所等を退所する場合は、入所審査の空き枠確保の観点から、**退所する月の20日（土日祝日の場合は翌開庁日）までに速やかに「保育所等退所届」を提出してください。**

なお、急な引っ越しや転勤等やむを得ない事情等がある場合には、退所する月の月中まで退所の手続きは可能です。待機されている方の空き枠確保の観点から、早めのご提出にご協力をお願いします。

退所する月中に提出がないと、翌月の給食費等を納めていただくことになります。

※退所の取下げはいかなる場合もできません。

提出書類	保育所等退所届（多摩市様式）
受付場所	多摩市子ども・若者政策課（郵送、電子申請可※）

※郵送または電子申請で退所届を提出された場合は、確認のため子ども・若者政策課よりお電話をさせていただく場合があります。



6.利用者負担額階層区分について

幼児教育・保育の無償化と令和7年9月からの東京都の補助による0～2歳児の保育料無償化により、認可保育所等に通っているお子さんについては、保育料が無償となりましたが、**給食費等の補助の算定のため、引き続き利用者負担額階層区分は決定する必要があります。**

(1) 利用者負担額階層区分の決定方法

特定教育・保育に係る利用者負担額（旧保育料）は、各世帯の市町村民税所得割課税額・子どものクラス年齢及び保育時間により決定します。

※所得割額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。

市町村民税所得割課税額は、基本的に父母の合計で決定しますが、**父母が非課税で同居者がいる場合は、同居者のなかで市町村民税所得割課税額が一番高い一人の金額（家計の主宰者）で利用者負担額階層を決定します。**

▼利用者負担額階層の決定は年に2回切り替えがあります

保育料	算定する年度	決定時期
4～8月分（前期）	令和7年度市町村民税所得割課税額	4月中旬（予定）
9～3月分（後期）	令和8年度市町村民税所得割課税額	9月中旬（予定）

(2) 給食費について（3～5歳児クラス向け）

3歳児クラス以降の保育料については無償となりますが、給食費が保護者負担となります。

給食費は、生計を一にする小学3年生以下のきょうだいの中で数えた時に第3子以降である在籍児（1号認定の児童のみ）、世帯の未就学児（在籍施設有）のみで数えた時に第3子以降である在籍児（2号認定の児童のみ）、年収360万円未満相当世帯については、公費負担で副食費相当額が免除となる場合があります。

この算定に市区町村民税所得割の額を使用します。こちらの算定は、従来の保育料決定時期と同様に、4～8月分、9月～3月分で行います。対象者には別途通知でお知らせします。

【利用者負担額階層（給食費補助）の算定方法について（兄弟姉妹がいる場合）】

多子算定方法 右記の3人きょうだいがいた場合	 3歳児クラス	 9歳 (小3)	 10歳 (小4)
認可保育所等（2号）	第1子		
幼稚園・認定こども園（1号）	第2子		

※2号の場合は在籍施設がある未就学児の兄弟姉妹の中でカウント、1号の場合は小3以下の兄弟姉妹の中でカウントします。（いずれも生計一の兄弟姉妹に限る。）

(3) 令和7年8月以前の保育料を滞納されている世帯について

保育料を滞納すると、督促状の送付に始まり、保育園を通じての納付催告、**地方税法の例により差押等の滞納処分**を行うことがあります。

保育料は、保育所等の認可施設運営にとって重要な財源です。

保育料に滞納のある世帯については、**指数の減算（－16）**を行うため、**転所や兄弟姉妹の利用調整において不利になります**。また、認定こども園や、地域型保育施設は施設への直接納付となりますが、施設運営の把握をするため、施設へ納付状況を確認することがあります。

(4) 市町村民税所得割課税額が変わった場合（全年齢向け）

税の変更申請により、市町村民税所得割課税額に変更が生じた場合は利用者負担額階層区分が変わる場合があります。そのため、税額変更を証明する書類を提出してください。

※同居者で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している方がいる場合、利用者負担額階層区分が下がる場合があります。そのため、手帳の写しを提出してください。

(5) 政令指定都市所得割額について（全年齢向け）

平成30年度から都道府県から指定都市への税源移譲に伴い、政令指定都市のみ、市町村民税の税率が6%から8%に変更となりました（多摩市は変わらず6%です）。このことに伴い、各年の1月1日時点において政令指定都市に住んでいた場合の保育料決定につきましては、多摩市での市民税の税率6%として計算いたします。

7.よくある質問



就労条件について

人材派遣会社のA社に登録していて、派遣社員としてB社に勤務しています。就労証明書はB社で記入してもらうのでしょうか？

派遣社員の方については、必ず派遣元（A社）に作成を依頼してください。

派遣先での就労期間が申請時点より未来の日付であり、派遣予定の就労証明書の場合には、保育要件を「内定」として取り扱い、審査します。

また、提出する就労証明書の「（雇用契約の）満了後の更新の有無欄が「無」または「未定」の場合、契約更新ごとに、新たな派遣期間が記載された契約書（写）または就労証明書を提出してください。

3月末で仕事を辞めることになりましたが、入所継続はできないのですか？

今回の継続申請は現況の確認も兼ねているため、現在の就労先にて就労証明書を発行いただき、ご提出ください。退職後、仕事を探すため週12時間以上の外出を常態とする方は、「求職」の要件で、3ヶ月間の期限付き入所継続となります。退職後に「給付認定変更届」をご提出ください。仕事を辞めてから3ヶ月以内に就労を開始し、就労証明書を提出することで、引き続き在籍することが可能になります。求職の方は入所した月の翌々月15日までに就労証明書を提出、就労内定の方は内定した時点で「就労証明書」を提出してください。就労を開始してから原則2週間以内に「就労開始証明書」をご提出いただけない場合は、期限月末をもって退所となります。

昨年の入所継続手続き時点で働いていましたが、令和7年10月に仕事を辞めてしまいました。まだ給付認定変更届は出していませんが、今回の入所継続の手続きで求職と申請すれば、求職に変更できますか？

今回の入所継続手続きは、現況と同時に令和8年4月1日時点の保育の必要性を確認するものです。令和7年10月時点で既に仕事を辞めた場合は、令和7年度の保育の必要性がなくなるため、速やかに「給付認定変更届」を提出し、保育の必要性の事由を就労から「求職（保育期間3ヶ月）」に切り替えてください。その3ヶ月間で仕事に就いていただくことが継続して在籍することの条件になります。

理由なく届出がない場合や、確認時点で保育の要件がなかったことが判明した場合、退所となります。ご注意ください。

現在、短い時間での勤務ですが、今後時間を増やす予定です。就労証明書にどのように記載すればいいですか？

上記に記載のある通り、現況と同時に令和8年4月1日時点の保育の必要性を確認するものなので、現在の就労時間で証明いただき継続書類として提出後、お手数ですが勤務時間が変わってから再度就労証明書を提出してください。

職場が変わったり会社名が変更となった場合も手続きが必要ですか？

はい。新しい職場の就労証明書（指定様式）をご提出ください。

出産・育児休業について

上の子が認可保育所等に在園していますが、下の子が生まれるので母が産前産後休暇・育児休業をとる予定です。また、父も育児休業をとる予定ですが、上の子は退所になりますか？

給与・手当金等が支給される産前産後休暇の期間については、退所不要です。また、その後、①**育児休業法に基づく育児休業を取得**②**在園児が現施設に継続して在籍する**③**育児休業を取得した事業所へ復帰をする場合**に限り、下のお子さんが満1歳に達して最初に迎える4月末日まで、上のお子さんの在籍を認めています。その場合、保育の必要性の事由は『育児休業』となりますので、育児休業期間の記載のある就労証明書を提出してください。（個人事業主として就労しており、育児による休業を取得する場合はP5参照。）また、両親が同時に育児休業を取得する場合もP11「（５）① 育児休業の取得と児童の在籍について【重要】」の育休特例は適用されるので、両親それぞれ、育児休業期間の書かれた就労証明書を提出し、復職した場合はそれぞれ復職証明書を提出してください。（支給認定が「育児休業」になる場合、施設が登園時間等に制限を設ける場合があります。）

パート就労等で、**産前産後休暇や育児休業の制度がなく仕事を一旦辞める場合または個人事業主にて仕事をしている旨の書類の提出がない等**の場合は、「給付認定変更届」の提出により、保育の必要性の事由を「出産」に変更していただくことで、出産予定月とその前後2ヶ月の計5ヶ月間については継続して在籍することが可能です。

登園と給食費について

下の子の出産で里帰りしていたため、ほとんど登園しなかったのですが、給食費等の引き等がありますか？

引き・還付等はありません。月中で1日も登園しない場合でも、給食費等の納付が必要です。給食費・延長保育料等は、月単位での支払いです。

なお、特段の事由がなく**2ヶ月間連続して保育所等に登園しない場合は、退所となりますのでご注意ください。**

2世帯住宅で、祖父母と暮らしています。利用者負担額階層区分の算定はどうなりますか？

原則、同居とみなします。父母が非課税の場合で三親等以内の同居者に課税額があれば、一番収入の高い方を家計の主宰者とみなし、利用者負担額階層区分を決定します。（別居とみなす場合、①税法上の扶養関係でないこと、②健康保険の扶養でないこと、③住民票上別世帯であること、④公共料金（電気・ガス・水道）の支払いの分離、⑤生活の共用部分の分離、のすべてを満たす場合、もしくは第三者を介した賃貸契約がある場合の客観的証明書類があることに限ります。）

配偶者が、海外で就労しているため、市町村民税課税証明書が出せない場合、どうすればいいですか？

両親のどちらかが海外で就労していて、市町村民税課税証明書が提出できない場合は、令和7年度分であれば令和6年1月1日～令和6年12月31日までの収入、令和8年度分であれば令和7年1月1日～令和7年12月31日までの収入が分かる書類を会社等に発行してもらい、提出してください。円換算でなくても受け付けられますが、可能な限り円換算で提出をお願いします。

給食費が補助されるか知りたいので自分で課税額を確認したい場合、どのようにすればいいですか？

市県民税所得割額の確認方法

①「課税証明書」での確認

該当年度の1月1日時点で住民票があった市区町村で発行できます。※発行には料金がかかります（市区町村によって金額が異なる）。

②「市県民税・都民税特別徴収税額」「市県民税・都民税納税通知書」での確認

該当年度の1月1日時点で住民票があった市区町村から6月頃に送付されます。「所得割額」の箇所を参照してください。※市県民税所得割額に住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当所得の控除、寄附金税額控除等がある場合は、控除適用前の額で算定します。

継続利用調整結果について

入所継続申込みをしました、利用調整結果はいつ頃、どのように連絡が来ますか？

入所継続についての通知は行いません。書類不備等ありましたら、市から保護者の方へご連絡いたします。

その他

転居しましたが、どのような手続きをすれば良いですか？

市内転居の場合

在籍する施設・市民課での手続きに加え、子ども・若者政策課で「給付認定変更届」等の手続きが必要です。（新しい住所で支給認定発行を希望する場合は再発行の申請をしてください。※P3 参照）

多摩市内から市外へ転出する場合

在籍する施設・市民課での手続きに加え、子ども・若者政策課でも転出の手続きをお願いします。市外に転居した場合、多摩市からの教育・保育給付認定は受けられなくなります。転出後も保育所・幼稚園等へ在籍する場合は転出先の自治体でも手続きが必要となります。



令和 8 年度 保育所等入所継続のしおり

令和 7 年 10 月

印刷物番号

7-25

発行 多摩市

編集 多摩市子ども青少年部子ども・若者政策課

〒206-8666

東京都多摩市関戸 6-12-1

電話 042-338-6850（直通）

多摩市公式ホームページ



お問い合わせ・郵送先



多摩市子ども青少年部

子ども・若者政策課

幼児教育・保育担当

住所：〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1

電話：042-338-6850（直通）